

令和元年上半期の労働災害発生状況をとりました！

岡谷労働基準監督署

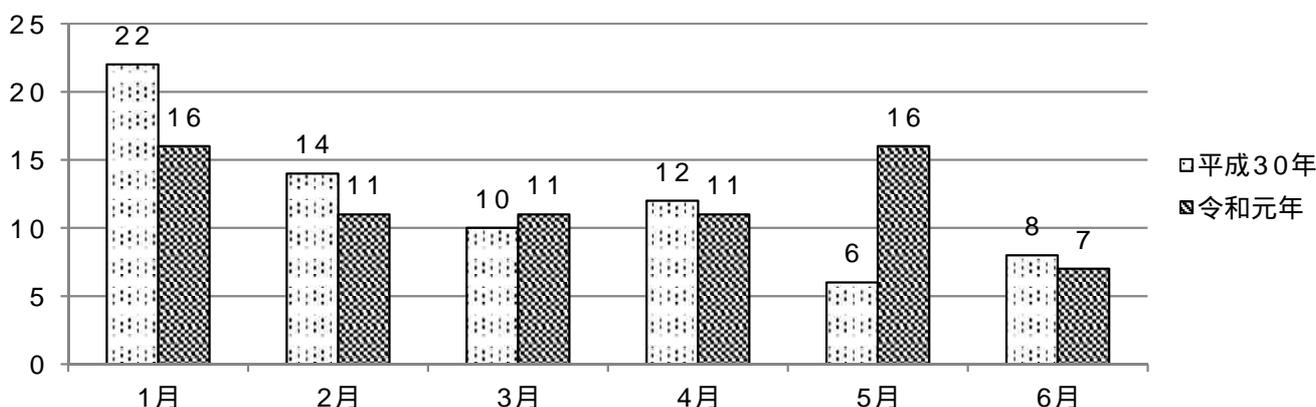
令和元年6月末における労働災害による休業4日以上死傷者数（速報値）は72人（うち死亡0人）となり、平成30年同期（速報値）の72人（うち死亡1人）と同数ですが、死亡災害の発生がなかった点は前年同期と大きく異なるもので、労働災害防止関係者皆様方の弛まぬ努力が実を結んだ結果と言えます。今後、下半期においても、死亡災害ゼロの達成と死傷者数の更なる減少を図るため、管内の事業場におかれましては、引き続き、リスクアセスメントの実施のほか、労働災害防止のための必要な取り組みの確実な実施をお願いいたします。

（以下、死傷者数については、1～6月の休業4日以上者の数を指し、また、特段の断りのないものは、令和元年の災害を指します。）

！ 5月の災害件数が大きく増加！

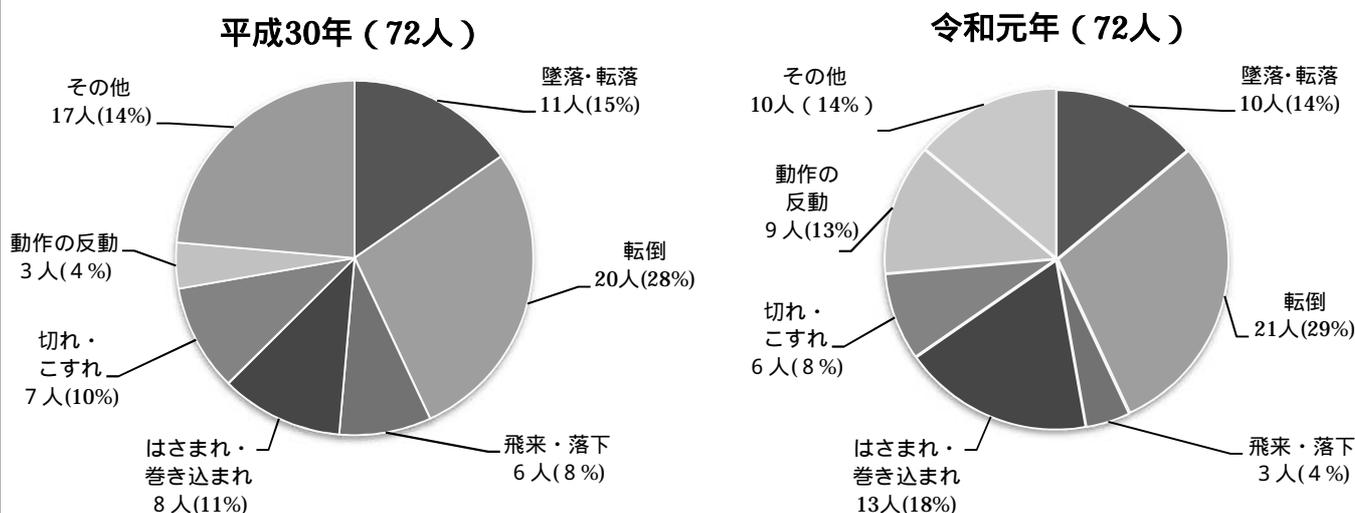
死傷者数は72人であり（各月の死傷者数は、グラフ1のとおり）、前年同期と同数であった。他の月と比較して5月の労働災害が大きく増加している。

グラフ1：各月に発生した死傷者数（令和元年6月30日現在速報値）



！ 労働災害の約3割は「転倒」災害！

グラフ2：事故の型別構成比（令和元年6月30日現在速報値）



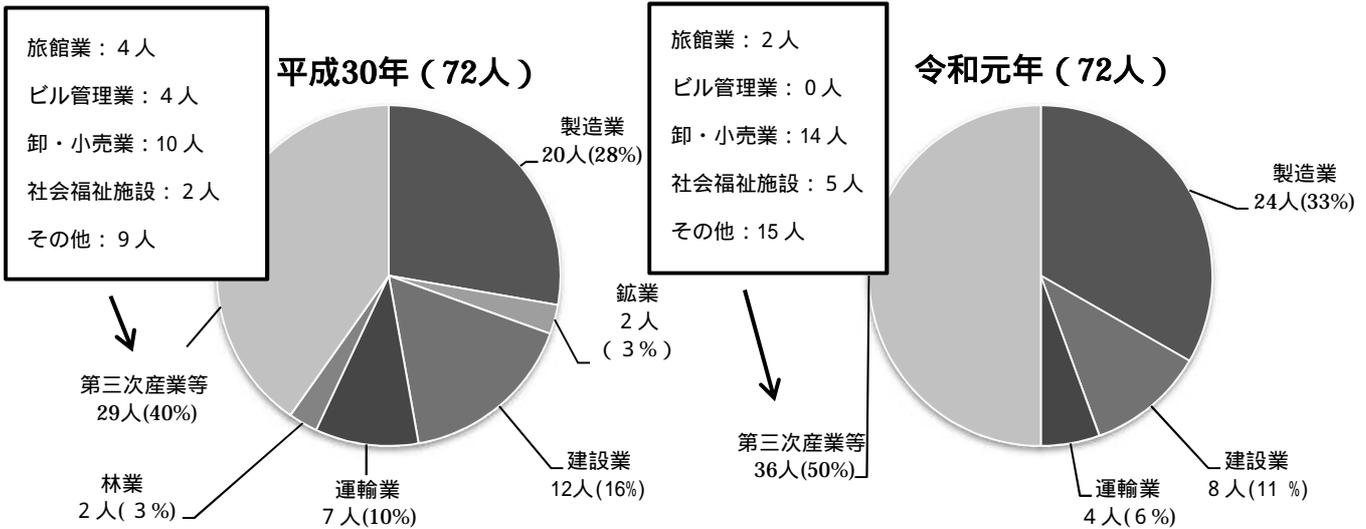
事故の型別では「転倒」災害が21人で、前年同期と比較し1人増加しており、災害全体の29%を占め依然として最多である。

「はさまれ・巻き込まれ」災害が13人で、前年同期と比較し6人増加している。



製造業と第三次産業等の災害が大幅に増加！

グラフ 3：業種別構成比（6月末時点の状況）



業種別では、前年同期と比較し、製造業と第三次産業等（特に卸・小売業、社会福祉施設）が大幅に増加している。

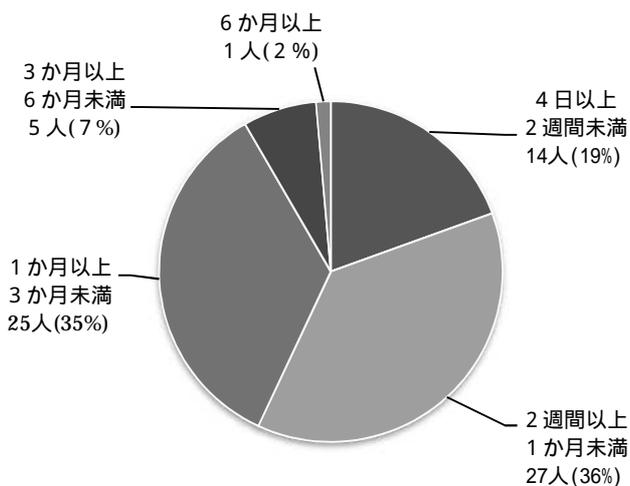
製造業は24人で、前年同期より4人増加。

第三次産業等は36人で、前年同期に比べて7人増加。

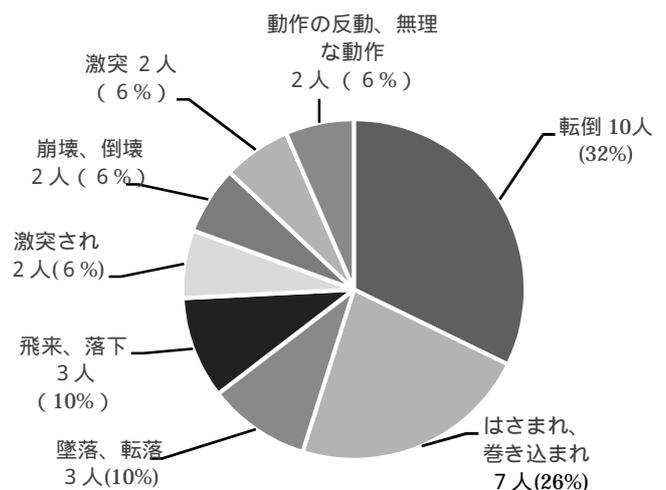


休業1か月以上の災害が多数発生！

グラフ 4：休業日数別構成比



グラフ 5：休業1か月以上の災害（31人）における事故の型別構成比



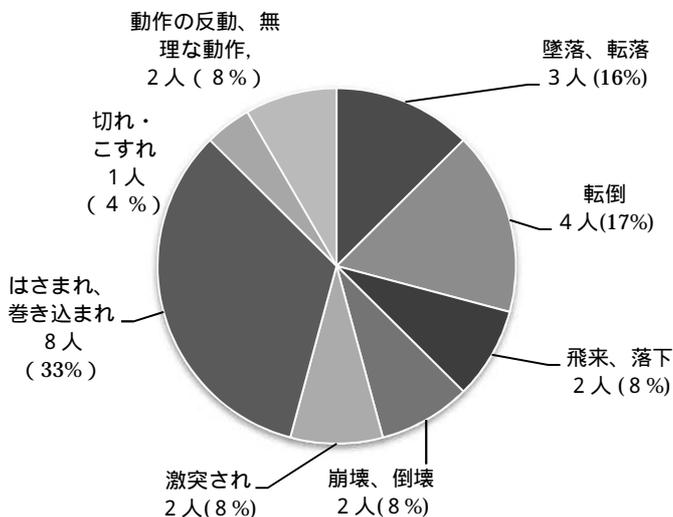
（グラフ 4、5 とともに小数点で四捨五入のため合計 100%にならない）

休業見込別では、休業1か月以上の災害が多数発生しており、ひとたび災害が発生すると重篤化する傾向がある。休業1か月以上の災害31人について、事故の型別で分析すると、「転倒」が9人、次いで「墜落、転落」が7人、「飛来、落下」、「はさまれ、巻き込まれ」、「切れ・こすれ」が3人となっている。

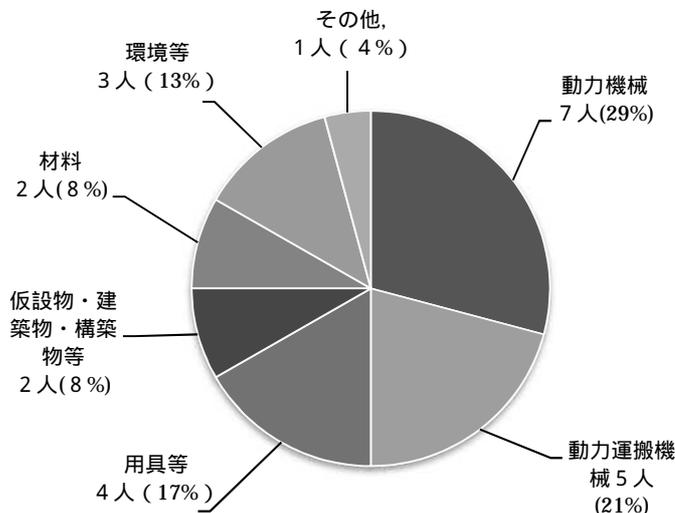
業種別労働災害発生状況

製造業

グラフ6：製造業における事故の型別構成比



グラフ7：製造業における起因物別構成比



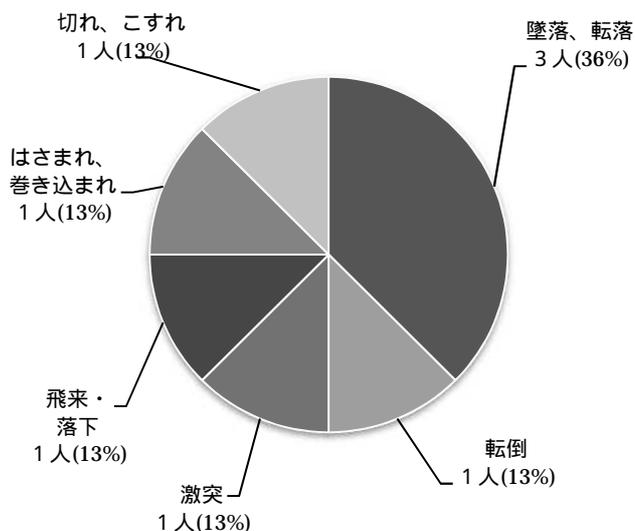
(小数点以下で四捨五入しているため合計 100%にならない)

製造業における事故の型別では、「はさまれ、巻き込まれ」が最多で8人、次いで「転倒」が4人、「墜落、転落」が3人と続いている。

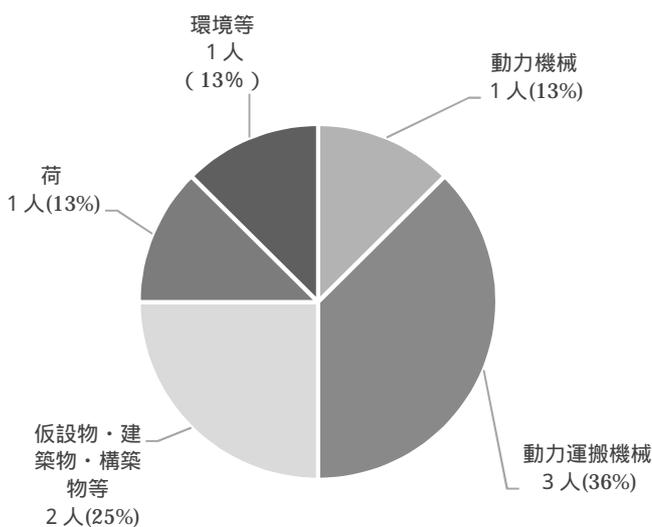
起因物別では、事故の型に関連して、「動力機械」が7人、トラックやフォークリフト等の「動力運搬機」が5人となっている。

建設業

グラフ8：建設業における事故の型別構成比



グラフ9：建設業における起因物別構成比



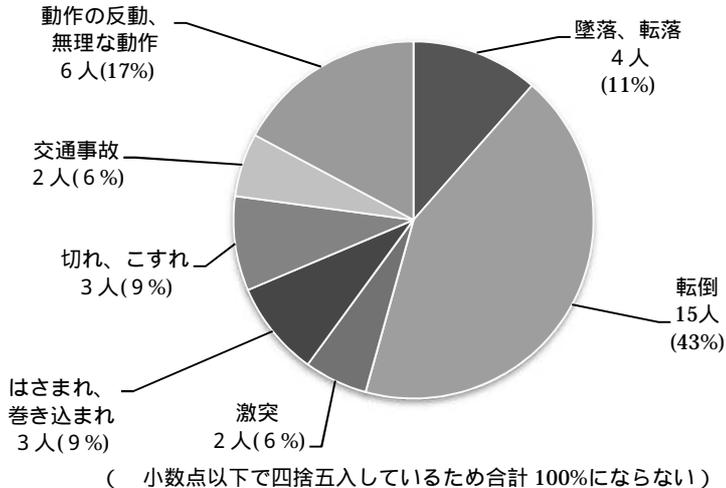
(小数点以下で四捨五入しているため合計 100%にならない)

建設業における事故の型別では、「墜落、転落」が最多で3人である。

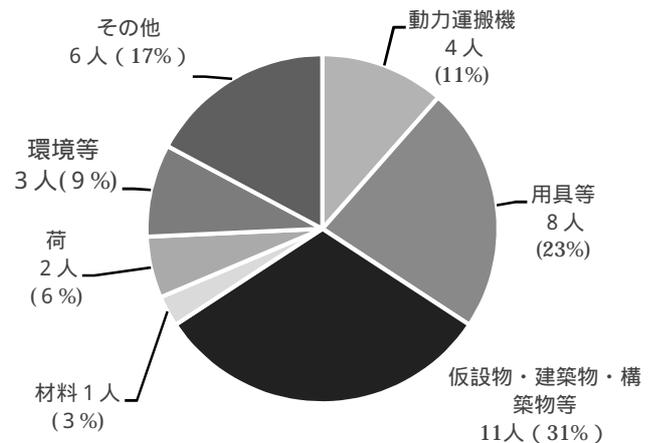
起因物別では、トラックやクレーン等を含む「動力運搬機」による災害が3人であって最多である。

第三次産業等

グラフ 10：第三次産業等における事故の型別構成比



グラフ 11：第三次産業等における起因物別構成比



第三次産業等における事故の型別では「転倒」が 15 人と全体で一番多く、次いで、「動作の反動、無理な動作」が 6 人、「墜落、転落」が 4 人となっている。

起因物別では、通路等の「仮設物・建築物・構築物等」が 11 人となっており、手工具等の「用具等」が 8 人、トラック、フォークリフト等の「動力運搬機」が 4 人、凍結・積雪等の「環境等」が 3 人となっている。

岡谷労働基準監督署管内の死亡災害ゼロを目指して！

令和元年 6 月末日現在、岡谷労働基準監督署管内での死亡災害は発生していません。

しかし、重篤な災害が少なからず発生しており、特に建設現場における労働災害は一度発生すると重篤なものとなること少くないことから、引き続き、建設業における労働災害防止のための各取組を確実に実施していただくことが必要です。

なお、死亡災害には至らずに済んだものの、重篤な災害の発生があり、例としては、

鉄骨製品を溶接作業中、当該鉄骨製品が倒れてきて激突した。

クレーンで吊ろうとした金属製品が倒れ、玉掛け作業者に激突した。

トラックの停止措置が悪く、降車して傍で作業していた運転者が動き出した当該トラックにひかれた。

車両系建設機械と背中合わせで作業をしており、後退してきた当該重機に気付かずにひかれた。

などの内容で、いずれも被災状況が悪ければ死亡災害にもなり兼ねないものでした。

さらに、製造業と第三次産業では、動力機械等によるはさまれ、巻き込まれ災害と転倒災害の件数が大きく増加しており、同種災害の再発防止などの対策が求められます。

管内の事業場におかれましては、安心して健康に働くことができる職場づくりと労働災害の防止・死亡災害の根絶に向け、今一度基本に立ち返り、法令の遵守、安全確保のための基本ルールの厳守、リスクアセスメントほか安全衛生管理活動の積極的かつ確実な実施を図るよう、お願いします。なお、安全衛生管理活動は、P D C A サイクルにより、継続して行うことが大変重要です。

積極的な安全衛生活動の実施と継続的な P D C A により、

ゼロ災職場を築きましょう！